

兵庫県
保険医協会

明石支部ニュース



No. 287
2017・1・25
投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 巖
神戸市中央区海岸通一丁目二番三二号
神戸フコク生命海岸通ビル五階

TEL 0780-1801
FAX 0780-393393
1802

第7回京都バスツアーの感想文紹介

初めてのことはばかりでも楽しかった

1月23日に開催した、第7回バスツアーの参加者から感想文が寄せられたので紹介する。

1月23日にバス旅行がありました。

私が一番楽しみにしていたのは、和菓子作りです。和菓子作りは少し簡単そうに見えて実はすごく難しいのです。細かい作業に早くキレイにしないといけないので職人さんしかできないことがわかりました。でも和菓子作りをしたことがなかったのも楽しかったです。

次に流れ橋見学でした。流れ橋と書いてあったので楽しみでした。でも行ってみると高くてこわかったです。でもあまり橋を渡ったりしないのもとても良い思い出になりました。

京野菜バイキングでは私の友達もいたのでみんなで楽しく食べることができました。私は少し野菜が苦手だったけどおいしい料理がならんでいたので苦手な野菜もたくさん食べることができました。これからもいろいろな野菜を食べたいです。

次にケーブルカーからの紅葉です。私はケーブルカーに乗ったことがなかったのも楽しかったです。紅葉を見れたこともすごく良かったです。また紅葉を見に行きたいです。

最後に美術館に行きました。モネの作品を見て美術はどういうものなのかを学べたのも良かったです。また来年のバスツアーも参加したいです。

【明石市・今井泌尿器科 スタッフ 藤谷彩花】



京野菜バイキングを頬張り思わず笑顔

会員投稿

酉年に因んで

明石市 永本 浩

今年酉年。干支で「トリ」とは「庭鳥」、「ニワトリ」のことであろう。ここではニワトリを含め、鳥類について蘊蓄を傾ける。

鳥類は中生代に繁栄した腸盤型の恐竜の子孫らしい。ニワトリの顔貌、雄鳥の鱗のついた毛爪脚を見ると、6550万年前に滅んだ恐竜の姿を髣髴とさせる。ニワトリはアジア原産の赤色野鶏を原種とする。空を飛べなくなったが、テリトリー性が強く、見通しの効かないくさむらの中で通用するオスの縄張り宣言が「コケッコ」である。

ニワトリは飛翔力弱く長距離移動ができないので、人類の移動に伴って家禽として日本にやって来たのだらう。すでに2500年前の縄文時代の遺跡から、鶏型の土製品が発見される。闇夜に妖魔の暗躍する魍魎を追い払って、れ、鶏鳴により夜を明けさせて、光を呼び辟邪の役目を持った、特殊能力を有す霊鳥として扱われた(現在では卵と肉等の食用であるが)。

古代中国では鶏の鳴く早朝午前4時頃から政務を始めた。「王朝」、「朝廷」という如く「朝」には「政治権力」という意味もある。「科擧の試験に合格した官僚たちは、早朝に政務を行い、正午を過ぎると毎日、酒宴を催していた。

ニワトリ以外に色とりどりの鳥

がいるが、「嗟呼！ 燕雀安知鴻鵠之志哉」中国最初の農民反乱を起こした陳勝に対して、上から目線で最下級の農民を見下した愚民政策であるが、これに対して「王侯将相寧有種也」王侯や將軍・宰相も必ずしもすぐれ家柄血筋でない。権力者も農民も平等なのだ。

これぞ中国の歴代の農民革命の原点である。中国共産党もこの範疇に入ると筆者は考える。さらに「寧為鶏口無為牛後」米国の属国になるより、独自の輻進路を執るべきだ。折しもトランプ大統領になった。これから日本の進む道はどう変わるのか？



第6回Xmasパーティ感想文

マジックをもっと見たかったな



美味しい料理を食べながら
マジックにびっくり

12月10日に開催した、クリスマスパーティの参加者から、感想文が寄せられたので紹介する。

12月10日にクリスマス会に行きました。

料理はとっても美味しかったし、食べながらロキさんとロキさんのお友達のマジックを見て、とても楽しかったです。

マジックを見ていて、一番びっくりしたのは、手の中にあつたトランプの束が透明になるマジックです。

シヤッフフルしてから手の中に入れたのに「なんでだろう!？」ととてもびっくりしました。
クリスマス会はあつという間で「もっとマジックを見たかったな」と思いました。

また、行けたらいいなと思います。

【明石市・榎林歯科 スタッフ家族 渡辺ことみ】

2016年度医科診療報酬改定 解説⑦

在宅時医学総合管理料

2016年4月1日から実施された診療報酬改定について、数回に渡って診療報酬の改定内容を解説していく。第七回目となる今号では、「在宅時医学総合管理料」と「施設入居時等医学総合管理料」(以下、在医総管・施設総管)の算定の際に間違えやすいポイントについて解説する。

(1) 包括される点数

在医総管・施設総管には多くの処置や医学管理、在宅医療の点数が包括されているが、以下の点数については間違えて請求しやすいため注意が必要である。

① 投薬に関する費用

在宅での総合的な医学管理のために必要な薬剤及び特定保険医療材料は算定することができるが、投薬に係る費用(処方せん料などを含む)は包括されている。薬剤や特定保険医療材料は「⑭在宅」欄で算定することができる。

② 在宅寝たきり患者処置指導管理料に包括されている点数

在宅寝たきり患者処置指導管理

料および、これに包括されている処置の点数および薬剤・特定保険医療材料は算定できない。ただし、患者での総合的な管理のための薬剤・特定保険医療材料は、「⑭在宅」欄で算定することができる。

(2) 単一建物診療患者数

在医総管・施設総管は、その建物で在医総管・施設総管を算定している患者数によって点数が変動する。算定の際には以下の点に注意する必要がある。

① 同一患者の場合

同一の患者で一人以上在医総管・施設総管を算定する場合、それぞれに対して「単一建物居住者1人の場合」で算定する。

② 患者が末期がん等の場合

他の患者との合計数で、「単一建物居住者数」を考える。

訪問診療料の算定の際には末期がんがんで訪問診療算定60日以内の患者は「同一建物居住者」の取扱から外されるが、在医総管・施設総管の「単一建物居住者」の扱いからは外されない。

③ 患者数が途中で変動した場合
患者が月の途中で亡くなるなど、患者数が変動した場合も、その患者を含めた合計の数で「単一建物居住者」数を考える。

(3) 処方せん未交付加算

処方せん未交付加算は、当月に処方せんの交付がない場合に算定することができるが、以下の点に注意する必要がある。

① 当月の投薬が全て院内処方の場合↓算定できる

② 当月は状態が安定していて投薬の必要がなかった場合↓算定できない

③ 前月に2ヶ月分の院外処方をしており、今月には投薬がなかった場合↓算定できない

④ 内服、外用薬については院内処方し、在宅療養指導管理料で算定する在宅薬剤のみ処方せんで交付した場合↓算定できる

⑤ 月の中で院内処方と院外処方が混在した場合↓算定できない

詳しい改定の内容は2016年版の「保険診療便覧」や「保険診療の手引」をご覧ください。冊子の注文は以下までご連絡ください。

TEL 078-393-1803